

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内体制

① 中心市街地活性化を担当する組織

中心市街地活性化の推進に関し、総合調整及び事業進捗状況、民間事業等への補助支援を所管する組織として、商工観光課内に「産業活力推進室」を平成27年度から設置した。

中心市街地活性化基本計画の策定にあたっては、商工観光課、建設課、総合政策課の3課が連携を図り、業務に携わっている。

■ 担当部署の設置経過

平成24年度	中心市街地活性化基本計画の策定に対応するため、商工振興課に「市街地活性化主幹（管理職）」を配置。
平成25年度	経済産業省東北経済産業局に職員派遣。（2年間）
平成26年度	内閣府地域活性化推進室（現 内閣府地方創生推進室）に職員派遣。（2年間）
平成27年度	庁内組織改編にあたり産業政策を統括する「産業参事（管理職）」を新設。商工振興課と観光振興課が統合され、商工観光課に改編。中心市街地活性化を担当する部署として商工観光課に「産業活力推進室」を設置。市街地活性化主幹に代わり「産業活力推進主幹（管理職）」を配置。

② 中心市街地活性化庁内検討プロジェクトの設置

長井市の中心市街地の活性化を図るため、中心市街地の課題と今後の方向性を整理し、課を横断して臨時的に集中して取り組む職員の組織として、長井市プロジェクトチームの設置基準等に関する規程（平成24年訓令第5号）に基づき、設置したもの。

構成員は、次に掲げる課の職員のうち市長が任命した者。企画調整課（現：地域づくり推進課）、市民課、観光振興課（現：商工観光課）、建設課、まち・住まい整備課（現：建設課）、福祉生活あんしん課、子育て支援課、教育委員会管理課（現：教育委員会教育総務課）、教育委員会文化生涯学習課

開催日：第1回（H24.5.25）から合計14回開催した。

構成員：商工振興課市街地活性化主幹（リーダー）

まち・住まい整備課補佐（サブ・リーダー）

企画調整課係長、市民課主事、観光振興課主査、建設課係長、まち・住まい整備課主事

福祉生活あんしん課主任、子育て支援課係長、教育委員会管理課主任

教育委員会文化生涯学習課係長

開催経過

開催日	内容
平成24年5月25日	・プロジェクト設置の趣旨及び調査研究等の実施について
平成24年6月28日	・商店街の現状及び今後の進め方について
平成24年7月31日	・中心市街地活性化法の概要及び先進事例について
平成24年8月10日	・長井市中心市街地活性化市民検討会への参加
平成24年9月5日	・長井市中心市街地活性化市民検討会における意見の取りまとめ及び検証
平成24年9月10日	・中心市街地活性化の取組に対する診断・助言等支援事業の専門家との意見交換
平成24年10月25日	・中心市街地活性化に向けた事業の検討及び抽出

平成 24 年 11 月 12 日	・まち歩き及びワークショップ
平成 24 年 12 月 18 日	・まち歩き及びワークショップを踏まえた事業の検討
平成 25 年 2 月 4 日	・中心市街地活性化の取組に対する診断、助言等支援事業の現地報告会への参加 ・市民及び民間事業者による事業の提案
平成 25 年 11 月 28 日	・経済産業省 中心市街地活性化室長講演会への参加
平成 26 年 1 月 21 日	・先進地視察
平成 26 年 3 月 7 日	・具体的事業の検証
平成 26 年 3 月 19 日	・具体的事業の検証

## [ 2 ] 中心市街地活性化協議会に関する事項

### ( 1 ) 長井市中心市街地活性化協議会の概要

「長井市中心市街地活性化基本計画」策定にあたり、総合的な観点に立ち地域の多様な関係者の合意形成を図りながら、長井市の社会的、文化的、経済的活動の中心たるべき魅力溢れる中心市街地を形成するための市民協議の場として、長井商工会議所及び（一財）置賜地域地場産業振興センターが設置主体となり、平成 26 年 7 月 29 日に長井市中心市街地活性化協議会を設立した。

中心市街地活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 51 条第 1 項の規程に基づき、平成 26 年 7 月 24 日付で（一財）置賜地域地場産業振興センターを中心市街地整備推進機構として指定した。

- ・ 設立日：平成 26 年 7 月 29 日（金）
- ・ 名 称：長井市中心市街地活性化協議会
- ・ 会 長：長井商工会議所 会頭 横澤 泰雄
- ・ 構成員
  - ① 法第 15 条 1 項 1 号に該当する団体  
→ （一財）置賜地域地場産業振興センター（中心市街地整備推進機構）
  - ② 法第 15 条 1 項 2 号に該当する団体  
→ 長井商工会議所
  - ③ 法第 15 条 4 項に該当する団体 （株）タスパークホテルほか 7 団体
  - ④ 法第 15 条 8 項に該当する団体 長井市観光協会ほか 22 団体
  - ⑤ 法第 15 条 7 項に該当する団体 東北経済産業局ほか 5 団体

(2) 長井市中心市街地活性化協議会の開催経過

開催日	内容
平成 26 年 7 月 29 日	中心市街地活性化協議会設立総会 ・協議会規約（案）の承認 ・協議会構成員（案）の承認 ・協議会役員を選任
平成 26 年 9 月 12 日	第 2 回 中心市街地活性化協議会 ・構成員の追加について ・幹事会等の設置及び構成について ・長井市中心市街地活性化基本計画の策定状況について
平成 26 年 9 月 25～26 日	中心市街地活性化協議会 専門部会 ・賑わい創出部会、商業活性化部会、都市福利向上部会
平成 26 年 9 月 30 日	中心市街地活性化協議会 第 1 回 幹事会 ・各部会からの意見集約及び検討
平成 26 年 10 月 10 日	第 3 回 中心市街地活性化協議会 ・長井市中心市街地活性化基本計画（案）に対する各部会及び幹事会の意見集約について ・基調講演：福地雅人氏（（株）仲見世 代表取締役社長）
平成 27 年 5 月 13 日	第 4 回 中心市街地活性化協議会 ・平成 26 年度事業報告及び平成 27 年度事業計画（案）について ・長井市中心市街地活性化基本計画（案）の策定状況 ・構成員及びアドバイザーの変更 ・基調講演：熊川康弘氏（経済産業省中心市街地活性化室長）
平成 27 年 9 月 1 日	第 5 回 中心市街地活性化協議会 ・中心市街地活性化基本計画（案）におけるコンセプト、基本方針及び目標指標、目標達成に向けた事業の検討について
平成 27 年 9 月 28 日	中心市街地活性化協議会 第 2 回 幹事会 ・中心市街地活性化基本計画（案）の検討
平成 27 年 11 月 5 日	第 6 回 中心市街地活性化協議会 ・中心市街地活性化基本計画（案）の検討
平成 28 年 1 月 22 日	第 7 回 中心市街地活性化協議会 ・中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見集約
平成 28 年 5 月 25 日	第 8 回 中心市街地活性化協議会 ・平成 27 年度事業報告及び平成 28 年度事業計画（案）について ・構成員及びアドバイザーの変更
平成 29 年 1 月 27 日	第 9 回 中心市街地活性化協議会 ・構成員及びアドバイザーの変更 ・基調講演：古川直文氏（株式会社楽市白河 取締役）
平成 29 年 5 月 9 日	第 10 回 中心市街地活性化協議会 ・平成 28 年度事業報告及び平成 29 年度事業計画（案）について ・構成員及びアドバイザーの変更 ・長井市中心市街地活性化基本計画の取り組みに対する意見について
平成 29 年 12 月 12 日	第 11 回 中心市街地活性化協議会 ・中心市街地活性化基本計画の変更申請について ・構成員及びアドバイザーの変更
平成 30 年 3 月 8 日	第 12 回 中心市街地活性化協議会 ・基調講演：庄田健助氏（株式会社 Localize 代表取締役） 土田光一氏（株式会社まちづくり柏原 取締役）
平成 30 年 5 月 2 日	第 13 回 中心市街地活性化協議会

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度事業報告及び平成 30 年度事業計画（案）について</li> <li>・構成員及びアドバイザーの変更</li> <li>・長井市中心市街地活性化基本計画の取り組みに対する意見について</li> <li>・基調講演：下平裕之氏（山形大学 学術研究院 教授）</li> </ul>
平成 30 年 12 月 27 日	<p>第 14 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画の変更申請について</li> <li>・情報提供：長井市立地適正化計画、都市再生整備計画について</li> </ul>

(3) 長井市中心市街地活性化協議会構成員名簿

【委員】

No.	区分	法令根拠	所属機関	機関役職	協議会役職
1	経済活力向上	15条 1項	長井商工会議所	会頭	会長
2				副会頭	副会長
3				地域振興委員長	
4				専務理事	
5	都市機能増進		(一財)置賜地域地場産業振興センター	理事長	副会長
6	商業活性化	15条 4項	㈱タスパークホテル	代表取締役	
7			本町大通り商店街振興組合	理事長	
8			あらまち商店会	会長	
9			中央商店街振興会	会長	
10			大町通り商店街	会長	
11			高野町商店会	会長	
12	地域住民		長井市地区長連合会	会長	
13	市町村	長井市		総合政策課長	
14				商工観光課長	
15				建設課長	
16	観光		長井市観光協会	会長	監事
17	地域経済	15条 8項	(公社)長井青年会議所	理事長	
18			長井銀行会	会長	監事
19			山形中央信用組合	常務理事	
20			長井アパレル(有)	代表取締役	
21			長井商工会議所女性会	会長	
22			長井商工会議所地域振興委員会	委員	
23			㈱ヤマコー	代表取締役社長	
24			㈱マツキ	代表取締役	
25			山形鉄道㈱	取締役専務	
26			交通		(一社)山形県ハイヤー協会
27	教育文化		長井市文化財保護協会	会長	
28			山形工科短期大学校	副校長	
29	医療福祉		(福)長井市社会福祉協議会	会長	
30	開発・整備		(一社)西置賜建設業協会	会長	
31			(公社)山形県宅地建物取引業協会	長井地区長	
32	治安・防災		長井警察署	署長	
33	環境・コミュニティ		本町・中央まちづくり協議会	会長	
34			長井市宮・小桜街区まちづくり協議会	会長	
35			長井駅前通りまちづくり協議会	会長	
36			長井駅前通りまちづくり協議会	理事	
37			長井市中央地区女性の会	会長	
38	地域メディア		㈱山形新聞社長井支社	支社長	
39			日本・アルカディア・ネットワーク㈱	代表取締役	

【アドバイザー】

No.	区分	法令根拠	所属機関	機関役職	協議会役職
40	教育文化	15条8項	山形大学人文学部	教授	
41	関係行政機関	15条 7項	東北経済産業局商業・流通サービス産業課	課長	
42			東北地方整備局建政部都市・住宅整備課	課長	
43			山形県置賜総合支庁	地域振興監	
44			山形県商工労働観光部商業・県産品振興課	課長	
45			山形県県土整備部都市計画課	課長	
46			中小企業基盤整備機構東北本部	審議役	

※法令根拠について(中心市街地活性化法)

「15条1項」:協議会を組織する者(経済活力向上と都市機能増進の両者が共同で組織)

「15条4項」:協議会に参加することができる者(事業実施者、認定地域関係者、市)

「15条8項」:協議会に協力を求められる者(法定外構成員)

「15条7項」:協議会に協力を求められる者(関係行政機関、中小機構)

#### (4) 長井市中心市街地活性化協議会規約

##### 長井市中心市街地活性化協議会規約

###### (協議会の設置)

第1条 長井商工会議所及び中心市街地整備推進機構たる一般財団法人置賜地域地場産業振興センターは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

###### (名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「長井市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

###### (事務所)

第3条 協議会は、事務所を長井商工会議所に置く。

###### (目的)

第4条 協議会は、長井市中心市街地活性化における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、必要な事項を協議し、長井市の中心市街地活性化基本計画の実行に寄与することを目的とする。

###### (活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 長井市が作成する法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に係る事業に関すること

###### (構成)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 長井商工会議所
- (2) 一般財団法人置賜地域地場産業振興センター
- (3) 長井市
- (4) 法第15条第4項に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認められる者

###### (組織)

第7条 協議会は、会長、副会長、委員及び監事をもって組織する。

###### (役員)

第8条 会長は、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員)

第9条 委員は、第6条各号に該当する者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第10条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにアドバイザーを委嘱することができる。

(会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上から会議の招集請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第12条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会等の設置)

第13条 協議会は、必要に応じ、幹事会、部会などの下部組織（以下「幹事会等」という。）を置くことができる。

(会計)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、負担金及び補助金その他の収入により負担するものとする。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

- 第17条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 2 協議会が解散した場合には、協議会の支出は解散の日をもって打ち切り、長井商工会議所がこれを清算する。

(補足)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この規約は、平成26年7月29日から施行する。
- 2 協議会設立時の委員の任期は、第9条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(5) 長井市中心市街地活性化基本計画(案)に対する協議会の意見

平成28年1月22日

長井市長 内谷 重治 様

長井市中心市街地活性化協議会

会長 横澤 泰雄

長井市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書の提出について

中心市街地活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、長井市中心市街地活性化基本計画(案)に対する本協議会としての意見書を、別紙の通り提出いたします。



## 長井市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書

長井市が策定した長井市中心市街地活性化基本計画(案) (以下「基本計画案」という。) については、市と長井市中心市街地活性化協議会が数次にわたる協議・検討を重ねたうえでまとめられたものであり、その内容に概ね同意するものであります。

なお、基本計画案の遂行においては、下記の事項について特段の配慮をいただきたく意見を申し述べます。

### 記

1. 基本計画案の各事業を実施するに当たり、内閣府をはじめ関係省庁及び関係機関・団体、民間事業者等との連絡を緊密にし、また、まちづくりに携わる団体等の人材育成と事業の連携を図り、円滑な事業が遂行されるようにすること。
2. 事業の進捗状況、成果等について適宜報告を行うとともに、事業内容の見直しや新たな事業の追加等が生じた場合は、速やかに協議を行うこと。
3. 人口減少や高齢化社会の到来、インターネットの更なる普及や域外資本の大型郊外店の出店によるビジネス環境の変化が見込まれるなど、多くの課題に対応していくことが必要になっていることから、基本計画案のみならず、長井市第5次総合計画や長井市まち・ひと・しごと創生総合戦略等、他の事業計画との整合性や関連性を図りつつ、行政・市民・商工業者等が一丸となったまちづくりを推進すること。

以上

### [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

#### (1) 客観的現状分析、ニーズ調査に基づく事業・措置の集中実施

##### ①客観的現状分析

中心市街地の現況を把握するため、各種統計データ等を用いて客観的な現状分析を行った。

詳細は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現況」において、各種データ等を用いた現状の把握、分析について記載している。

##### ②旧基本計画に基づく事業の実施及び評価

長井市において、旧基本計画は策定していないため、事業の実施及び評価を行っていない。

#### (2) 地域ニーズ等の把握及び現状分析

##### ①市民・事業者の意向調査

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 市民意向・ニーズ」に記載している。

##### ②中心市街地内の関係団体等からの意見聴取

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 市民意向・ニーズ」に記載している。その他、長井市中心市街地活性化市民検討協議会（H24.8.10、H24.10.16、H25.2.4）を開催し、中心市街地活性化基本計画を策定するうえでのまちづくり及び中心市街地の活性化の現状と課題、今後の方向性を市民に対して示し、意見をいただいた。

合計3回の開催で参加者数約200名。